明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定（一）　二
〔訓　令〕
○我が国への輸入を禁止している植物の輸入解禁に係る標準的手続（農林水産五）　二六
〔告　示〕
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務九〇）　二七
○令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（同九一）
○令和四年総務省告示第六十五号の一部を訂正する件（同九二）
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同九三）
○令和四年総務省告示第百七十七号の一部を訂正する件（同九四）　二八
○令和四年総務省告示第二百六十五号の一部を訂正する件（同九五）
○令和四年総務省告示第四百八号の一部を訂正する件（同九六）
○令和四年総務省告示第四百十三号の一部を訂正する件（同九七）
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同九八）
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同九九）
○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（同一〇〇）
○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件（同一〇一）　二九
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一〇二）
○千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定への日本国の加入に関する件（外務一一三）　三〇
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（同一一四）
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学三四）　三一
○学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件（同三五）　三二
〔国会事項〕　三三
〔官庁報告〕
官庁事項
植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準的手続の廃止について（農林水産省）　三四
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（富山労働局最低工賃公示一、沖縄同一）　三五
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、東日本高速道路株式会社工事完了、中日本高速道路株式会社工事一部完了、中日本高速道路株式会社工事完了、西日本高速道路株式会社工事完了、阪神高速道路株式会社工事完了関係　三八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三九
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定（条約第一号）（外務省）

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書（以下「一九九三年のトレモリノス議定書」という。）の規定の修正、実施等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　協定の規定

㈠　締約国は、この協定の各条の規定及びこの協定によって修正される一九九三年のトレモリノス議定書の規定（第一条(1)(a)、(2)及び(3)、第九条並びに第一〇条の規定を除く。）を実施すること等を規定している。（第一条関係）

㈡　一九九三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第一一条から第一四条までの規定は、この協定について適用すること並びにこれらの各条、一九九三年のトレモリノス議定書附属書の各規則及び千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約（以下「一九七七年のトレモリノス条約」という。）附属書の各規則の規定を適用するに当たり、「この議定書」又は「この条約」というときは、この協定をいうものとすることを規定している。（第二条関係）

㈢　この協定の署名、批准、受諾、承認及び加入について規定している。（第三条関係）

㈣　この協定は、二二以上の国であってその漁船（公海を運航する長さ二四メートル以上のもの）の総数が三六〇隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後一二箇月で、効力を生ずること等を規定している。（第四条関係）

㈤　一九九三年のトレモリノス議定書附属書の規則の一部の規定の修正並びに証書及び設備の記録の修正について規定している。（附属書関係）